

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び愛媛県観光ガイド『EHIME TRIP』印刷業務に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県観光ガイド『EHIME TRIP』印刷業務

(2) 委託業務の内容

愛媛県観光ガイド『EHIME TRIP』印刷業務仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和 6 年 10 月 31 日（木）まで

(4) 納入場所

一般社団法人愛媛県観光物産協会

（愛媛県松山市大街道三丁目 6 番地 1）

(5) 入札方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札回数は 3 回を限度とする。3 回までに決定しない場合は、入札参加者のうち希望者と見積の協議を行うこととする。

ウ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印をすること。

エ 電送及び郵送による入札は認めない。

2 入札に参加する者に必要な資格

次の事項に該当する者。

(1) 愛媛県内に本店・支店等を有すること。

(2) 愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（もしくは、入札時刻までに登録が予定されていること。）

(3) 開札をする日において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(5) 入札説明書等に示す業務を円滑かつ確実に履行できる体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札参加申込書の提出場所等

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出すること。必要書類の提出のない者の入札への参加は認めない。

なお、代表理事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならぬ。

(1) 必要書類

入札参加資格確認申請書（様式1）

(2) 提出先及び提出期限等

ア 提出先

下記4のとおり

イ 提出期限

令和6年8月19日（月）午後5時00分

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合も、提出期限は3（2）イと同じとする。

また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」とすること。

(3) 入札参加資格確認の結果は、入札の前日までに入札参加資格審査結果通知書により通知する。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

（住 所）〒790-0004 愛媛県松山市大街道三丁目6番地1

（名 称）一般社団法人愛媛県観光物産協会

（電 話）089-961-4500

（F A X）089-961-4222

（メール）webmaster@iyonet.com

5 仕様書等に対する質問書の提出

(1) 質問書の提出

ア 方法

F A X又はメールとする。ただし、受信確認をすること。また、電話での質問は受け付けない。

イ 様式

質問書（様式2）

ウ 受付期間

公告の日から令和6年8月8日（木）正午までとする。

エ 提出先

上記4のとおり

(2) 質問書への回答

令和6年8月13日（火）午後5時00分までに愛媛県観光物産協会のホームページの「新着情報」に掲載する。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札の日時
令和6年8月26日(月)午前10時00分
- (2) 入札の場所
一般社団法人愛媛県観光物産協会会議室
(愛媛県松山市大街道三丁目6番地1 岡崎産業ビル2階)
- (3) 入札書の提出方法
入札場所で直接提出する。
- (4) 開札は、即時開札とする。
※入札当日に必要な物
 - 入札書(当日配付するものを使用することも可。)
 - 委任状(代理人が入札に参加する場合。)
 - 代表者印(代理人が出席する場合は、委任状に押印している代理人の印鑑。)

7 入札手続に関する注意事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書(案)、会計規則等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、上記3(2)アに掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、その提出した書類の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を入札書の提出に先立って提出しなければならない。
- (5) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (6) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、契約の履行に係る一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、消費税及び地方消費税相当額については、支払の際に別途加算するので、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、仕様書等に記載する諸条件を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書(様式3)を封入し、直接提出すること。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県観光物産協会があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
 - ア 件名
 - イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名及び代理人であることの表示、当該代理人の氏名及び押印。

- (10) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載すること。
- (11) 入札参加者の代理人は、委任状（様式4）に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (13) 入札参加者は、開札に立ち会うことができる。入札参加者が、開札の立会いを希望しないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。
- (14) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(13)の立会職員以外の者は入室することができない。
- (15) 入札参加資格者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格審査結果通知書又はその写しを提示することとし、代理人にあっては入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (17) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (18) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (19) 入札回数は3回を限度とする。開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。入札回数3回までに決定しない場合は、2回を限度として見積に移行するものとする。なお、見積の際は、見積書（様式5）により行うものとする。

8 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、「入札参加資格確認申請書（様式1）」に免除の希望を記入して提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県観光物産協会に帰属する。
- (3) 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

9 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札に参加する資格のない者又は代理権限がない者が入札したとき。
- (2) 入札参加者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。(関与した全ての入札が無効)
- (3) 入札参加者又はその代理人が、他の入札参加者の代理をして入札したとき。(関与した全ての入札が無効)
- (4) 入札金額を訂正して入札したとき又は入札金額の記載が不明瞭なとき。
- (5) 「入札金額以外を訂正した入札書」又は「訂正した委任状」において、適正な訂正印のないとき。
- (6) 入札書及び委任状の金額、記名、押印その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (7) 本人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。
- (8) 代理入札において、必要な手続き要件を備えていないとき。
- (9) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき。
- (10) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。
- (11) 入札者が入札に関し愛媛県観光物産協会担当者の指示に従わなかったとき。
- (12) その他会計規則又は入札に関する条件に違反したとき。

10 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員を入場させ、これに代わり、くじを引かせるものとする。
- (3) 入札金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また入札価格は、消費税および地方消費税相当額を含まないものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。
- (5) 入札参加者及びその代理人は、入札後、入札手続、会計規則、仕様書、契約条項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を明記した入札書又は入札辞退書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、数回にわたり反復して行う入札において、前回辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (7) 落札者の決定後、契約締結日までの間において、当該落札者が上記2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、落札決定を取り消すことがある。

11 契約保証金（※落札者のみ）

- (1) 契約保証金は契約金額の 10 分の 1 以上の額とする。
ただし、「入札参加資格確認申請書（様式 1）」に免除の希望を記入して提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) (1) に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

12 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から 5 日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

13 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

14 その他の事項

入札参加資格者又はその代理人が、本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加資格者又はその代理人が負担するものとする。